

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第1項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第12条（推薦等）、第42条（猟銃等射撃指導員の基準）、第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中 （1）「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （2）「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （3）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間：35日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係(電話0952-24-1111 内線3036) 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：